

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成28年10月4日
【会社名】	株式会社シーエスロジネット
【英訳名】	CS LOGINET INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高木 敏明
【本店の所在の場所】	名古屋市中川区舟戸町2番37号
【電話番号】	052(354)7788(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役社長室長 乙守 俊秀
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中川区舟戸町2番37号
【電話番号】	052(354)7797
【事務連絡者氏名】	取締役社長室長 乙守 俊秀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

1【提出理由】

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第179条第1項に規定する特別支配株主であるテクタイト株式会社（以下「テクタイト」といいます。）から、同法第179条の3第1項の規定による株式売渡請求（以下「本売渡請求」といいます。）の通知を受け、平成28年10月4日開催の当社取締役会において、本売渡請求を承認することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の2に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 本売渡請求の通知に関する事項

(1) 当該通知がされた年月日

平成28年10月3日

(2) 当該特別支配株主の商号、本店の所在地及び代表者の氏名

商号	テクタイト株式会社
本店の所在地	東京都墨田区錦糸一丁目10番10号
代表者の氏名	松本 能和

(3) 当該通知の内容

テクタイトは、当社の会社法第179条第1項に定める特別支配株主として、当社の株主の全員（但し、当社及びテクタイトを除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その有する当社の普通株式の全部（以下「本売渡株式」といいます。）をテクタイトに売り渡すことを請求することを決定し、当社は、平成28年10月3日付でテクタイトから以下の内容の通知を受領いたしました。

特別支配株主完全子法人に対して株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第179条の2第1項第1号）

該当事項はありません。

株式売渡請求により売渡株主に対して売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第179条の2第1項第2号・第3号）

テクタイトは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式1株につき350円の割合をもって、金銭を割当交付いたします。

新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第179条の2第1項第4号）

該当事項はありません。

特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第179条の2第1項第5号）

平成28年11月9日

株式売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法施行規則第33条の5第1項第1号）

テクタイトは、本売渡対価を、同社が保有する現預金により支払います。テクタイトは、本売渡対価の支払のための資金に相当する額の銀行預金を有しています。

その他の株式売渡請求に係る取引条件（会社法施行規則第33条の5第1項第2号）

本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本売渡対価の交付についてテクタイトが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）本売渡株主に対する本売渡対価を支払うものとします。

2. 本売渡請求を承認する旨の決定に関する事項

(1) 当該通知がされた年月日

平成28年10月3日

(2) 当該決定がされた年月日

平成28年10月4日

年10月3日(本公開買付けの決済の開始日)付で、テクタイトは、テクタイトが有する当社株式と合わせて議決権所有割合94.93%に相当する当社の株式を保有することとなり、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

このような経緯を経て、当社は、テクタイトより、平成28年10月3日付で、本意見表明報告書の「3.当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本取引の一環として、本売渡請求をする旨の通知を受けました。

当社はかかる通知を受け、本売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議、検討いたしました。その結果、本日開催の取締役会において、()本売渡請求は本取引の一環として行われるものであり、上記の理由から、本取引は当社の企業価値向上に資するものであると判断しており、当該判断を変更すべき特段の事情が見受けられないこと、()本売渡対価は、本公開買付価格と同一であり、上記の理由から、本公開買付価格は当社の株主の皆様にとって妥当であると判断しており、当該判断を変更すべき特段の事情が見受けられないこと、()本意見表明報告書の「3.当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本取引の公正性を担保するための措置が講じられていること、()テクタイトは、本売渡対価の支払のための資金を、三菱東京UFJ銀行及びみずほ銀行のテクタイトの口座に確保しており、当社としても株式会社三菱東京UFJ銀行作成の平成28年8月10日付残高証明書及び株式会社みずほ銀行作成の同日付残高証明書の写しによりテクタイトによる資金確保の方法を確認していること、加えて、テクタイトの平成28年3月31日時点の貸借対照表によれば、テクタイトの資産の額は3,790百万円、負債の額は3,038百万円であり、資産の額が負債の額を上回っており、また、テクタイトによれば、平成28年4月1日以降、現在に至るまで、資産の額及び負債の額に大きな変動はなく、かつ、本売渡対価の交付日までに、本売渡対価の支払に支障を及ぼす可能性のある事象が発生することは見込まれていないことから、テクタイトによる本売渡対価の支払のための資金の準備状況・確保手段は相当であり、また、本売渡対価の交付の見込みがあると考えられること、()本売渡対価は、取得日後合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付され、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により(本売渡対価の交付についてテクタイトが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により)本売渡株主に対する本売渡対価を支払うものとされているところ、本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、()本公開買付けの開始以降本日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと、がそれぞれ認められると判断し、本取引を進めるべく、本売渡請求を承認する決議を致しました。

なお、当社取締役8名のうち、松本能和氏はテクタイトの代表取締役社長を、湯原育文氏はテクタイトの専務取締役を、鴫崎俊也氏はテクタイトの取締役をそれぞれ兼務していることから、本取引に関し特別の利害関係を有しており、また、乙守俊秀氏はテクタイトの従業員を兼務していることから、当社における本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み、当社取締役会における本取引に関する議題の審議及び決議は一切参加しておらず、当社の立場においてテクタイトとの協議及び交渉にも一切参加しておりません。

上記取締役会においては、松本能和氏、湯原育文氏、鴫崎俊也氏及び乙守俊秀氏を除いた全ての取締役の全員一致で当該決議を行っております。

以上